

入札公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 12月 13日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

高松医療センター 院長 細川 等

1. 競争に対する事項

- (1) 件 名 エレベーター保守管理業務委託
- (2) 履行場所 独立行政法人国立病院機構 高松医療センター
- (3) 内 容 入札説明書及び仕様書による
- (4) 契約期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 競争参加資格

- (1) 次の各項目に該当しない者であること。
 - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
 - 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - 七 前各号に類する行為を行なった者。
 - ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。
- (2) 厚生労働省から四国地域における『役務の提供等』に係る一般競争参加資格の認定を受けておりA、B、C又はD等級に属していること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、四国地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格審査結果通知書（以下「資格書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人

国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒761-0193 香川県高松市新田町乙8番地
独立行政法人国立病院機構 高松医療センター 企画課 業務班長
電話087-841-2146 内線132

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年12月16日から令和2年1月8日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで）(1)の担当部署にて交付する。

(3) 資格書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和元年12月16日から令和2年1月9日の17時00分までに(1)の担当部署に持参すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者等による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

(4) 入札書の提出方法及び開札の日時及び場所

入札書の受領期限 令和2年1月9日 17時00分

入札書の提出場所 (1)の担当部署

（ただし、郵送による入札の場合は書留郵便によるものとし、令和2年1月9日の17時00分までに(1)の担当部署に必着すること。）

開札の日時 令和2年1月10日 10時00分

開札の場所 高松医療センター 小会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 交渉権者及び契約価格の決定

仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とする。交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないと認められると、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(4) 入札保証金及び契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 詳細は入札説明書による。